

富山県内水面漁場管理委員会議事録

1 開催の日時及び場所

日時 令和7年4月21日（月）午後1時30分から午後3時15分
場所 森林水産会館33号室

2 出席委員

竹野博和、東 秀一、角眞光彦、杉守智美、田子泰彦、中井隆行、堀井律子
（欠席委員：立野義弘）

3 議長

富山県内水面漁場管理委員会 会長 竹野博和

4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第145条第1項及び第173条の規定に基づき、当委員会は成立。

5 議事録署名委員の指名

角眞委員、堀井委員

6 県職員等

水産漁港課 荒木参事、南條副主幹、中島主任

7 事務局職員

前田事務局長

8 付議事項（議題）

- (1) 第5種共同漁業権の設定されていない内水面におけるあゆ採捕の禁止期間の延長にかかる委員会指示について（協議）

県水産漁港課の中島主任から、資料1により「第5種共同漁業権の設定されていない内水面におけるあゆ採捕の禁止期間の延長について」説明があった。

平成27年から、第5種共同漁業権の設定されている内水面におけるあゆ漁の解禁日時に合わせて発出している「第5種共同漁業権の設定されていない内水面におけるあゆ採捕の制限に係る委員会指示」は、令和7年は発出しない、ということが今回の協議の主旨となる。

委員会指示を発出しない理由について、次の通り説明する。第5種共同漁業権の設定されていない内水面（以下、非漁業権河川）のアユ採捕は、富山県漁業調

整規則（以下、県規則）第 39 条第 1 項において定められているが、漁場の有効活用等を目的とした県規則改正が令和 7 年 4 月 3 日付けで表 1 のとおり国認可となり、近日中に交付・施行される見込みである。国認可の文書を参考 1 として添付している。令和 7 年から境川を除く非漁業権河川においては、6 月 1 日からあゆ採捕が可能となる。表 1 に改正前と改正後のアユの採捕禁止期間を示している。改正前には禁止期間が 6 月 15 日までとなっている。改正後には、境川を除いては 5 月 31 日までへと短縮される。

第 5 種共同漁業権の設定されている内水面（以下、漁業権河川）での採捕は、各漁業権者が定める行使規則及び遊漁規則（以下、漁協規則）により、6 月 16 日以降の漁業権者が定めて公表する日に解禁することとなっている。令和 7 年 4 月 8 日付け事務連絡により漁業権者に照会したところ、令和 7 年の漁業権河川の解禁日時は表 2 のとおりで、竿釣りでは 6 月 16 日の午前 5 時から、網漁では 6 月 21 日の正午からであった。これは、平成 27 年から令和 6 年と同じである。この期間では、漁業権河川と非漁業権河川において、同日同時刻の解禁となるよう、委員会指示を出していた。令和 7 年については、次の理由により発出せず、各解禁日を表 3 のとおりとしたい。境川を除く非漁業権河川では令和 7 年 6 月 1 日解禁、漁業権河川では漁業権者が決定する通り 6 月 16 日午前 5 時解禁となるよう、委員会指示なしということで対応したい。

委員会指示を発出しない理由としては、水産庁からの技術的助言を踏まえると、漁場の利活用や内水面漁業の振興、および自然的条件等の変化に妨げられず県民が内水面資源の恵沢を享受できるようにするという県規則改正の主旨を踏まえると、アユ解禁日の前倒しを出来るだけ早く実現するべきであるためというのが一点。二点目としては、規制強化の場合は、遊漁者が不利益を被らないよう県規則改正について十分な周知期間、概ね 2 か月程度が必要であるが、今般の県規則の改正は規制緩和であるため、公布・施行と並行して周知を実施し、制度の定着を図るというやり方が可能である。このような状況において、「公布・施行から解禁まで周知期間が短く、遊漁者が解禁していない漁業権河川でアユを採捕してしまう、或いは、非漁業権河川と漁業権河川の解禁日の違いに関して遊漁者からクレームが出る等のトラブルが懸念されるので、それを未然に防ぐ」という目的で委員会指示を発出することは、漁業法第 120 条で定められた委員会指示発出の目的にそぐわないと考えられる。

委員会指示を出さない場合のアユの解禁日時を表 3 に示している。アユ釣りについては、漁業権河川では 6 月 16 日午前 5 時、境川を除く非漁業権河川では 6 月 1 日、境川では 6 月 16 日から解禁となる。網漁については、漁業権河川では 6 月 21 日正午から解禁となり、非漁業権河川では網漁は禁止されている。

補足として、漁協規則の改正および令和 8 年以降の漁業権河川におけるアユ漁解禁日時については、参考 3 に示した通り。黒部川内水面漁業協同組合、富山漁業協同組合および庄川沿岸漁業協同組合連合会は、令和 7 年中に漁協規則を改正

し、令和8年からアユ解禁日を6月1日以降の漁業権者が定めて公表する日に前倒しする見込みである。また、その他の漁協については、令和8年9月の漁業権一斉切替に合わせて漁協規則を改正し、令和9年からアユ解禁日を前倒しする見込みである。令和7年には漁業権河川と非漁業権河川で解禁日が異なり、令和8年には漁業権河川の中でも解禁日に差が見られ、令和9年にはすべての漁業権河川で解禁日が6月1日以降で漁協が設定する日が解禁日となり、解禁日が前倒しとなることが見込まれる。

- 東委員より、今回の県規則の改正が実現し、アユ採捕の禁止期間が短縮され解禁日が早くなることについて、次の通り意見があった。アユは漁協にとって非常に重要な魚種であり県の対応に感謝したい。ただし、漁業権河川での解禁日は、漁協での対応が整っていないこともあり、今年に変更できないので、これまでのように非漁業権河川について委員会指示を出して解禁日を揃えられる方が混乱は少なくなると思う。これまでの経緯を踏まえると納得しづらい部分はあるが、今後、漁業権河川と非漁業権河川で解禁日に違いが生じることについて、大きな混乱にはならないのではと考えている。一方で、漁業権区域となっていない支流では、解禁日が早くなることとなる。神通川水系では、有沢橋上流の土川（どがわ）の合流点付近で、本流（神通川）で濁りが生じた際に、濁りのない土川の方にアユが入り込んで毛ばり釣りで釣られることとなる。こういった漁業権区域の境界となる場所でトラブルが生じないか心配であり、何かできる対策はないかと思う。
- 田子委員より、河川の本流と支流の境界はどこであるか知りたいと質問があった。庄川水系でも、親司川（おやじがわ）という支流があり、河川敷の部分はこちらになるのかが分からず、その点について知りたい。例えば、投網漁の場合、漁業権区域外で行ってしまうと違反となってしまう。漁業権区域となっていない支流が流れ込んでいる場合に、問題が起きるのではないか、との意見があった。
- 中島主任より、次の通り回答があった。一つの考え方として、河川の管理区分に従うというのがあるのではないか。また、河川の支流が漁業権区域外となって問題が生じるのは、アユの解禁に限った話しではない。例えば、片貝川では東山橋までが漁業権区域となっているが、その上流側は区域外となっており、お金を払いたくない釣り人が、上流側で釣りをしている。そういった場所では、必要に応じた見回りが必要となる。今後3年ほどかけて、県内でのアユの解禁日が変化して行くが、もし漁業調整上必要が生じれば、令和8年にも改めて協議していただき、委員会指示を発出することを検討したい。
- 中島主任より、東委員の先ほどの発言（これまでも解禁日を県内で統一するために委員会指示が発出されていた）について、次の通り回答があった。

富山県はコンパクトな県で、アユの解禁日が統一されていることが分かり易さに繋がっていたが、令和7年には漁場の有効利用を図ることや、県民が内水面遊漁に親しむ機会を増やすことを目的に、採捕禁止期間を短縮した趣旨に鑑みると、委員会指示で採捕の制限を行い、解禁日を統一して後ろ倒しにすることは、この趣旨に反すると思われる。

- 田子委員より、なぜ今回委員会指示が出せないのかについて、根拠となる漁業法 120 条について確認したいと質問があった。
- 中島主任より、漁業法 120 条について説明があった。委員会指示が出せるのは、①水産動植物の繁殖保護を図る場合、②漁業権の行使を適切にする場合、③漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図る場合、④その他漁業調整のために必要があると認めるとき、となっており、前3つについては、今回理由とならない。なお、③の紛争についても、関係者同士がある漁場を利用する際に生じるものであり、解禁日が異なる漁場に関して、漁業者や遊漁者の間で紛争が生じることはない。なお、今回、水産庁に相談した際に、本来遊漁者が6月1日からアユの遊漁を楽しめるようになったにもかかわらず、委員会指示により制限をかけて釣りをできなくした場合には、県や委員会が遊漁者から訴えられることにもなりかねないと説明があった。
- 田子委員より、解禁日を統一するために、非漁業権河川の採捕を制限する委員会指示は出せないと理解した、との発言があった。また、県規則改正の趣旨を踏まえると、令和8年以降、漁業権河川においても、6月1日以降に速やかにアユ漁を解禁するべきとも受け止められるが、どうか、との質問があった。
- 中島主任より、基本的には、漁協での放流の日程や漁場監視の準備など諸事情を鑑みて、県規則で定められる解禁日以降に、漁業権者自身で確定するので良いと思う、との回答があった。
- 杉守委員より、黒部川、神通川、庄川以外の河川では、解禁日の前倒しが令和9年からとなるのはなぜか、質問があった。
- 中井委員より、小矢部川の事情として、事務的に漁協で漁協規則を変える必要があるが人員が不足していて速やかに対応できないことや、放流する湖産アユを入手できる時期に制約があるなど、早期に放流ができないために、漁場にアユ資源が十分確保できず、解禁日を早くすることができないためである、と回答があった。
- 中島主任より、神通川水系の井田川の婦負漁協からも、事務的な負担が大きく、漁業権の一斉更新後の令和9年から漁期を前倒しすると聞いており、各漁協の事情により対応が異なることとなる、と説明があった。また、これまで富山県での解禁日が統一されていて分かり易かった面があるが、統一されている県というのは少数派で、異なっている県の方が多く、今後数年は色々変化が生じるが、全国の状況と同じような状況に近づいて行くも

のと考えている、との説明があった。

- 中井委員より、河川の本流と支流に関連して、河川工事に際して国土交通省から受けた説明では、河川敷の中でも、国、県、市と管理の区域が入り混じっていて、それは各支流で異なっている、と情報提供があった。
- 中井委員より、漁業権河川の解禁日の公表については、内水面漁連が新聞広告を掲載して行っているが、非漁業権河川については周知するのか、質問があった。
- 東委員より、内水面漁連が出す新聞広告に、非漁業権河川の解禁日を記載する必要はない、と意見があった。
- 南條副主幹より、県では県規則の改正について、県報に登載して公告することとし、非漁業権河川でアユの解禁日が早くなることについてプレスリリースするかについては検討中であるが、制度が大きく変更されることから、何らかの周知が必要と考えていると回答があった。
- 田子委員より、非漁業権河川の解禁日の変更については、県でプレスリリースして周知すべき、との意見があった。
- 田子委員より、本流と支流の境界の問題に関して、河川管理上の区分と、漁業権区域の区分とは、異なったものではないか、との意見があった。調べた上で教えて欲しいとの発言があった。
- 中島主任より、本流と支流の境界が問題となりそうな場所がピックアップできるのであれば教えて欲しい、との発言があった。
- 東委員より、神通川と土川の合流部分において、神通川の解禁前に、支流の土川にアユが集まるような状況となれば、問題になると考えているとの意見があった。また、今後、この区域も漁業権区域にするよう変更していきたいとの意見があった。
- 田子委員より、庄川水系でも和田川の途中まで漁業権の区域が設定されているが、さらに上流は漁業権区域外となるので、アユが遡上して行けば釣られてしまう、との意見があった。
- 田子委員より、前向きにとらえると、令和8年には県内でアユの解禁が3回あることとなり、遊漁者にとってはメリットがあるのではないか、との意見があった。
- 東委員より、解禁日が異なれば、それぞれの河川で遊漁券を購入してもらえるようになるのではないか、との意見があった。
- 中島主任より、解禁の前倒しにより、漁業権区域の拡大等の対応をしないとトラブルが生じるといった状況が予想されるのであれば、漁業権区域の見直しを行う必要がある、との意見があった。
- 竹野会長から、トラブル防止のため、漁業権の区域がどのようになっている、遊漁者がどこで釣れば漁業権区域内として遊漁券が必要なのか、きちんと確認できるよう、水産漁港課で整理しておいて欲しい、との意見があった。

また、今年の禁止期間の変更について、混乱が生じないように県できっちりと周知して欲しい、との意見があった。

これ以外に委員からの質問等は無く、第5種共同漁業権の設定されていない内水面におけるアユ採捕の禁止期間の延長にかかる委員会指示については、発出しないということが決定された。

(2) 富山県内水面漁業振興計画（案）について（情報提供）

県水産漁港課の南條副主幹から、資料2-1及び2-2に基づき説明があった。今回の計画（案）では、「はじめに」や「コラム」が追加された。前回提示した計画（案）から、赤字で示した委員からの指摘に基づいて修正した箇所、緑字で示した内部での見直しにより修正した箇所について、説明があった。

- 田子委員から、次の通り間違いがないか確認を求める意見があった。P8の組合員数のグラフが実際の数値よりも小さく見えることから、間違いがないか。また、P18のアユのなれ寿しの写真が、アユの色合いからして本当に正しいか。さらに、P18の科学教室の写真について、場所として水産研究所で開催していることを記載して欲しい、との意見があった。
- 東委員から、この計画はどのように公表するのか、質問があった。
- 南條副主幹より、HPへの掲載を予定しており、必要に応じて印刷して配付したい、と回答があった。
- 田子委員より、ぜひ少なくとも1部は印刷して各漁協へ配布して欲しいとの意見があった。
- 田子委員より、アユのKPIに関して次の通り意見があった。地場産率を9割にまで上昇させる目標となっているが、長らく7割で推移しており、9割というのは難しい部分があり、現場サイドとしては様々なアユ種苗が入手可能な中で、地場産にこだわり、ここまで上げる必要性があるのかと思う。複合的に様々な産地の種苗を利用するやり方もある。
- 東委員より、既存の種苗生産施設の規模からすると、9割まで引き上げるのは難しい面がある、との意見があった。
- 中井委員より、小矢部川では湖産アユの種苗放流も行っており、遅い時期のものであれば価格が非常に安い、との意見があった。
- 南條副主幹より、地場産を推奨している理由として、再生産への添加効果が挙げられ、こういった観点での優位性にも着目していただきたい、との意見があった。
- 田子委員より、地場産については、海での生き残りにより資源が左右されるので、種苗放流については柔軟なやり方も良いのではないかと、また目標としても8割ぐらいが適当ではないかと思う、との意見があった。

(3) 令和7年度アユ種苗放流計画について（報告）

県水産漁港課の中島主任から、資料3-1及び3-2に基づき説明があり、本年度の富山県下全体におけるアユ種苗放流計画は 35,725 kgを予定しており、このうち放流計画に占める県内産種苗は25,325 kgで割合は70.9%になる。なお、令和6年度実績では、全体放流量が35,766 kgで、うち県内産種苗は24,473 kgで割合は68.4%であった。

資料3-2の補足資料により、富山県におけるアユ種苗放流量と県内産種苗の割合の推移を示したが、県内におけるアユ種苗放流量は35～36トン前後で推移しており、種苗放流に占める県内産種苗の割合は、これまで70%前後で推移している。

県水産研究所では、毎年、アユ遡上調査を行っており、4月18日に熊野川で実施した調査によると、電気ショッカーでは20mの範囲で1尾の海産アユが採捕され、全長9.8cm、平均体重5.6gであった。また、投網による調査では、3尾が採捕され、すべてが海産遡上魚であった。平均全長は9.6cm、平均体重5.7gであった。調査は今後も4月下旬、5月上中下旬に実施される予定である。

水産研究所による令和7年度のアユ遡上量予測では、今年のアユの遡上量は平年並みと予測している。前年10月の富山湾の表層海水温並びに前年12月と今年1月のカタクチイワシの漁獲量が指標となっており、前年10月の海水温が平年より高くプラス要因に、アユ稚魚の餌の競合種となるカタクチイワシ漁獲量は平年より少なくプラス要因となっているとの報告があった。

- 田子委員から、二つの指標がプラス要因となっているのに、予測としては平年並みとなっている理由について、質問があった。
- 中島主任より、水産研究所では変動範囲を考慮して平年並みとしており、委員のご意見は水産研究所にお伝えする、と回答があった。
- 田子委員より、庄川では雪解け水による増水があり明確には分からないが、試し獲りではそれなりに採捕されており、今年は遡上量が多いのではないかと見ている、との情報提供があった。

(4) その他

なし

(5) 次回の委員会の日程について

次回の委員会を、令和7年7月16日（水）13時30分から開催することを申し合わせ、散会した。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和7年4月21日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____